

松江市営繕工事における資材価格等高騰に対する特例措置に係る運用について

1 概要

資材価格等高騰に対する特例措置(以下「特例措置」という。)は、今般の急激な資材価格等高騰によって、公共工事の積算時点における設計単価と、当初契約時点での設計単価との乖離が大きくなることから、当初契約締結後、設計単価を最新の設計単価に変更するものである。

2 対象工事

全ての営繕工事を対象とする。

3 対象資材等

- (1) 特例措置の対象資材等は、複合単価、市場単価、島根県建設工事積算基準第15編(単価)及び一般刊行されている物価資料(以下「単価表等」という。)に掲載されている労務、資材単価及び機械賃料等とする。また、島根県建設工事積算基準に規定する建設機械等損料についても対象とする。
- (2) 別表1(は)欄に掲げるもので、見積を採用している資材単価(労務費含む。)については、同表(い)欄に掲げる工種の区分に応じて、同表(ろ)欄に掲げる適用箇所について、本特例措置の対象とする。
- (3) 別表1に掲げるものを除き、見積により設計単価を設定している資材等は、特例措置の対象外とする。ただし、類似資材の物価変動率等により、乖離が確認できる場合については、受発注者協議のうえ、本特例措置の対象とすることができる。

4 実施方法

- (1) 発注者は、積算月と開札月が異なる場合において、当初契約締結後、対象工事等の設計単価を、開札日における最新の単価表等の設計単価に変更する。
- (2) 特例措置に係る請負代金額の変動額については、速やかに工事打合せ簿により受注者に通知する。
- (3) 特例措置の変更契約は、原則として、設計図書の変更とあわせて変更契約時に行うものとする。

5 スライド条項との併用

本特例措置を適用した場合においても、松江市建設工事請負契約約款第26条(スライド条項)の規定に基づく請負代金額の変更を請求することができる。その際、スライド額算定に用いる当初設計単価は、開札日に変更後の設計単価とする。

6 市議会の議決を要する工事

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年 3 月 31 日松江市条例第 56 号)の定めるところにより、建設工事請負仮契約を取り交わし、市議会の議決後に本契約を締結する工事においては、本運用中「開札」とあるのは「本契約」と読み替えるものとする。

7 その他

- (1) 特例措置の対象工事等は、特記仕様書 追加事項に「資材価格等高騰に対する特例措置対象工事」である旨を明示する。
- (2) 令和 5 年 12 月 1 日以降の契約締結分から特例措置の対象とする。
※受注者に対して、契約書と一緒に(別紙1)を渡す。
※既発注工事で上記(1)の明示が無いものについても、令和 5 年 12 月 1 日以降に契約締結する工事は、特例措置の対象とする。
- (3) 単価表等は、市場価格の動向に応じて改定していることから、特例措置を適用した際、請負代金額が減額になる場合があることに留意する。

別表1

(い) 工種	(ろ) 適用箇所	(は) 対象材料
鉄筋	躯体	異形鉄筋 等
コンクリート	躯体	普通コンクリート 等
鉄骨	本体鉄骨	形鋼、鋼板 等(ボルト等含む)
木	躯体	木材 等(接合部金物等含む)

附則

(施行期日)

この運用は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

この運用は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

この運用は、令和 6 年 3 月 12 日から施行する。

この運用は、令和 6 年 11 月 20 日から施行する。